

平成22年度第2回 大阪府入札監視委員会（第1部会） 議事概要

- 1 開催日時 平成22年11月4日（木）午後1時30分から午後4時45分
- 2 場所 大阪府立男女共同参画・青少年センター 5階特別会議室
- 3 出席委員 部会長ほか委員4名
- 4 審議対象期間 平成22年4月1日から平成22年7月31日まで
- 5 会議の概要 審議対象期間中の入札参加停止の状況、談合情報等の処理状況、予定価格の事後公表について事務局、担当課から内容の説明を求めたうえで審議を行った。
また、大阪府が契約締結した建設工事（予定価格250万円を超えるもの）、測量・建設コンサルタント等業務（予定価格100万円を超えるもの）、委託役務業務（予定価格100万円（物件の借入れについては、80万円）を超えるもの）、物品購入（予定価格160万円を超えるもの）総契約件数1,760件の中から次の13件を委員が任意抽出し、事案ごとに担当の発注部局から入札・契約の過程及び内容の説明を求めたうえで審議を行った。

（抽出事案一覧）

入札方式		案 件 名	契約金額 (千円)
工事	一般競争	震度情報ネットワークシステム震度計拡充工事	161,700
	一般競争	中山池地区整備（22）工事	44,100
	一般競争	一般国道309号外 道路照明灯修繕工事(性能規定型)北	12,285
	一般競争 (総合評価)	都市計画道路 大和川線天美開削トンネル工事その1（躯体工）	3,965,850
	一般競争	量水器改良工事（守口西分岐・パナソニック電工（株）ほか9箇所）	5,355
	随意契約	寝屋川流域下水道小阪合ポンプ場汚水ポンプ電気設備工事（その1）	54,915
	随意契約	南大阪湾岸流域下水道北部水みらいセンター（汚泥処理）3系汚泥溶融炉二次燃焼室補修工事	77,385
測量・ 建コン	一般競争	村野浄水場分配槽耐震改修詳細設計委託	7,211
	随意契約	主要地方道八尾茨木線災害復旧設計業務委託	1,470
委託・役務	一般競争	環境農林水産総合研究所で使用する ガスクロマトグラフ質量分析装置の周辺装置の賃貸借契約	18,840
	一般競争	主要地方道 泉佐野岩出線 金熊寺トンネル施設点検管理業務	11,130
	随意契約	全国戦没者追悼式参列業務	4,855
物品	随意契約	タクシメーター装置検査用基準器	4,441

6 審議の結果： 抽出した13件の処理状況は概ね適正であると認める。

7 委員からの質問とそれに対する回答： 別紙のとおり

(別紙)

質問・意見等	回答
<p>【震度情報ネットワークシステム震度計拡充工事】</p> <p>○ 応札者は1者だけだが、何者の参加を想定していたか。今回の入札参加条件では、この応札者以外の入札参加は考えられないものなのか。</p> <p>○ 13者の入札参加を見込んだという説明だったが、どんな会社を見込んでいたのか。例えば、この13者がNTTの下請だったら、当然他社は入札参加できないことになると思う。そこで、機器本体とシステム工事とは並行して別々に発注することも考えるべきではないか。</p> <p>○ このシステムは、サーバと処理部があるとなっているが、ハードウェアの部分とソフトウェア部分の金額はどれくらいか。</p> <p>○ ソフトウェアが15%ということについて、どのようにして仕様やソフトの中身を確認し、それを適正と判断したのか。NTTの言われるままに見積もりを受けてないか。</p> <p>○ NTTからソフトウェアの著作権の譲渡を受けているのか。受けているなら、「このソフトを使ってください。」と仕様に入れて受注者に渡せばいいものである。</p> <p>○ ソフトウェアは重要な資産であるため「著作権の譲渡を受けているかどうか」ということが大切である。入札参加者が1者のみというのは、ソフトの譲渡を受けてないから、暗黙のうちに他社を排除していると考えられる。</p> <p>入札参加が1者しかないということがどうしても納得できない。「この仕事はどういう体制でやったか。」「全部下請に出していないか。」これ</p>	<p>○ 今回の工事については、13者の入札参加を見込んでいた。しかし、本工事は、増設機器を既存の震度情報ネットワークシステムに接続し、必要な改修等の調整を行うもので、既存システムの機能増設が含まれる。さらに、現場工事の施工箇所が広範囲で複数箇所にわたるため、効率的な施工が困難であることから、各社とも敬遠されたのではないかと考えている。</p> <p>○ 想定していた業者の具体名は、日本電気、日立製作所、三菱電機、パナソニック、東芝、日本無線、富士通、日立国際電気、等々である。以上の業者を含めて大阪府で13者が登録されている。また、「機器本体とシステムそれぞれ別々に発注」という件については、委員のご意見を参考に、競争性・公平性の確保を出来るような形で検討を進めていきたい。</p> <p>○ ソフトウェア部分の機能増設については、全体工事金額の約15%と見込んでいる。</p> <p>○ 業者から見積もりを徴収しており、また見積もりと一緒に各項目ごとの工数内訳についても徴収し、業者に対してヒアリングをして確認している。さらに、それに基づいて、市販されている積算資料等を用いて計算、確認して「妥当であろう」と判断し、予定価格を積算している。</p> <p>○ 仕様書を確認しないと、今はわからない。</p>

<p>らを一度よく確認してほしい。</p>	
<p>【中山池地区整備（２２）工事】</p> <p>○ 地元にはため池を管理する水利組合があると思うが、水利組合の対応はどうしたのか。また、その水利組合から拠出金はあったか。</p> <p>○ この工事は、公園を作る工事ではないのか。公園目的なら、公園担当の部局に工事をやってもらったほうがいいのではないか。</p> <p>○ 参加業者の入札金額が非常に高いところに張り付いて、約２００万円の間で全者とも同じような額になっているが、この結果をどのように考えているか。また、地域要件について、豊中等の近辺の業者だけに限定しているが、これをもう少し広げるべきではないか。</p> <p>○ この委員会の設置目的は、談合防止である。入札結果が「おかしいな」と思ったら、なるべく多くの業者から内訳書を提出させ、「適正に入札金額を算出したのか。」の検証をすべきである。内訳書をチェックしても分からないこともあるが、やってみることが大事である。このように、相手方に警告を発することによって、適正な応札をする業者を増やしていくべきである。</p>	<p>○ ため池改修事業は、土地改良法に基づく地元申請事業であり、地元水利組合とは法手続きの段階で十分な協議を行っている。</p> <p>事業実施にあたっては、通常は、国庫補助事業として採択を受け、地元負担金を拠出していただいて事業を実施するが、本地区については、地元水利組合からの負担金はない。</p> <p>○ 本ため池は農業用ため池であり、下流の受益農地５．６haに用水を供給している。基本的には、老朽化した堤体（池の堤防）の改修がメインの工事で、ほとんどの事業費を占める。</p> <p>本ため池は、大阪府のオアシス構想に基づく整備を行っており、一般府民の方々を対象としてため池を水辺の空間として、また散策していただくエリアとして一部整備をしている。</p> <p>○ 最初に、入札金額については、３０者以上の応可能な地域を設定しており、そこへ２１者の応札があったため、競争原理は十分に働いたものであり、たまたまこういう入札結果になったと考えている。また、地域要件について、部の規定で３０者以上が応札可能な地域設定をすることになっており、この工事では基本的に３４者の応札が可能であり、適切であったと考えている。</p>
<p>【一般国道３０９号外 道路照明灯修繕工事（性能規定型）北】</p> <p>○ 入札参加者が２者という結果だが、なぜこのような結果になったと考えるか。</p>	<p>○ 「性能規定型」の工事は、パトロールを計画的に実施し、年間を通じて緊急対応できる体制を作らなければならないものである。入札参加者が少なかった理由は、具体的には「技術者が１年間拘束され、定期的なパトロールをしなければならない。」「球切れのときは４８時間以内に付替えに行</p>

<p>○ これ以外にも同様の工事があり、地域で分けているのか。分割して発注しているなら、その理由は何か。</p> <p>○ 入札条件は、「とりぬけ」となっているのか。2者しかないのなら、この2者が話合いをして2つの工事を分けているということは考えられないか。</p>	<p>く必要がある。」、「緊急対応の場合、3時間以内に現地に着く必要がある。」というようなことであると考えられる。</p> <p>○ 富田林土木事務所管内には9つの市町村があり、2つに分けて発注している。本工事は北地区の3市分であり、もう1工事は南地区の6市町村分である。分割発注の理由は、性能規定型の工事は緊急対応の必要があるため、広範囲な管内での業者の現地到着時間等を踏まえて北と南に分割しているものである。</p> <p>○ 「とりぬけ」を条件としている。話合いをして2つの工事を分けていることは、考えられないものではない。そのため、この応札者が2者しかなかったという結果をふまえ、さらに管内の有資格者数が5者しかないという状況もふまえ、当事務所管内にこだわらず近隣の市町村を入れた形での地域要件への変更を検討していきたいと考えている。</p>
<p>【都市計画道路 大和川線天美開削トンネル工事その1（躯体工）】</p> <p>○ 予定価格の61%で落札という非常に低価格での落札となっており、今後これを改善して品質面と値段のバランスをとっていくとのことだが、大阪府の予定価格の積算自身が甘いのではないか。</p> <p>○ 非常に落札率が低いというのは、大阪府にとって喜ばしい話だが、その一方で品質面の問題があるということも考えられる。適正な業者を育成するという面も配慮すべきだ。</p> <p>○ 低入札調査で確認していると思うが、何がどのように圧縮され、こういう低価格での受注が可能になったのか。</p>	<p>○ この工事は、「H鋼等のみのきりばり」と「コンクリートの仮設」と「掘削と埋戻し」が大部分であり、業者から見積もりを取ることなく国土交通省の積算基準に準拠して予定価格を算出しているものである。</p> <p>○ 大阪府では、標準的な設計基準、標準的な物価価格、積算基準で算定しているが、全国的にも過度な低入札が頻発しているので、現在これについては全国的な調査をしている。昨年度に43者の低入札調査案件あり、全者から「どこに価格差があるのか。」や「業者の一般管理費は、どこで調整しているか。」をヒアリングしており、課題や問題点を大体つかんでいる。また、全国調査をすることも考えており、また報告させていただく。</p> <p>○ 一番圧縮したのは現場管理費であると確認している。技術提案により、工期を半年間短くしたことで約9億円削減している。また、材料費は8割～9割に抑えられ、仮設材のリース料は50%に抑えている。これらにより、61.07%で落札された業者からのヒアリングで確認した。</p>

<p>○ 低入札価格調査基準価格というのは、標準的な基準はあるのか。</p>	<p>○ 公契連モデルという全国的な基準があり、府では昭和 61 年当時のモデル式を使っている。その後国においては 2 回改正されているため、若干、国と大阪府との制度では違いがある。</p> <p>また今年度、大阪府では見直しをしている最中である。</p>
<p>【量水器改良工事（守口西分岐・パナソニック電気（株）ほか 9 箇所）】</p> <p>○ 今回は愛知時計が落札しているが、前回設置している機器のメーカーはどこか。</p> <p>○ 愛知時計製しか入らない設備の仕様書になっているのか。そういう制約条件があったら、これでは一般競争入札にはならないのではないか。</p>	<p>○ 愛知時計製が入っている。今回は、それを取換えるもの。</p> <p>○ 本量水器は、外部から電源供給が不要な電池式の流量計である。この生産メーカーは、前回当時から落札業者の 1 者のみであった。</p> <p>このため、本工事を行う場合は、どうしても愛知時計製の当該機器を調達しなければならないが、この設置工事は量水器の据付・調整ができる者であればどこの業者でも施工できるので、入札参加資格を「システム設計が可能な者」として、一般競争入札に付したところである。</p>
<p>【寝屋川流域下水道小阪合ポンプ場汚水ポンプ電気設備工事（その 1）】</p> <p>○ 5/28 からメタウォーターより見積書を 5 回とっているが、1 回目から 5 回目までにどれくらいの時間がかかったのか。</p> <p>○ これは、ソフトウェアも絡んだシステムなのか。制御システムにソフトウェアが入っているが、どういうものか。</p> <p>○ この予定価格を出すにあたって、ソフトウェアの値段とハードの値段をどうやって見積もったのか。</p> <p>○ これからの時代、ハードウェアの会社というのは、ソフトウェアで利益を上げようとするので、ソフトにどんどん金額を上乗せしてくる。そして、「高度な技術がいます。」「ノウハウあります。」と言ってくる。そこで、大阪府は「どんな技術ですか。」「どんなノウハウですか。」「何がいるのですか」、と業者にもっと突っ込んで精査して価格を出すべきだ。</p>	<p>○ 5/28 に 1 回目から 5 回目までのすべての見積書をとっている。</p> <p>○ 監視制御するために入力したものが出力情報としてあらわれるというもので、ソフトウェアが機械の中に組み込まれている。</p> <p>○ 処理装置について、処理装置に入れる点数と出てくるものという形の機能増設として約 780 万円ぐらい。それには、機器、労務費、現場での調整費、一般管理費等、全部入っている。ソフトウェアだけがいくらかかるというものではない。</p>

<p>【村野浄水場分配槽耐震改修詳細設計委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 設計業務の積算は難しいと思うが、これは成果品に質的な違いが出るようなものなのか。 ○ 失格となった一番低い入札金額の環境設計㈱でも、成果品は質的にはかわらないのではないのか。 ○ 積算基準の「水道事業実務必携」積算の数値というのは、いつぐらいに決まったものか。 ○ 「なぜこんなに差がついたのか。」というところを、業者に聞いているか。 ○ 事後公表ということで結果的には「適正」と思えるが、これだけ入札金額に差があるということは、場当たり的に入札してうまく当たった者だけがとれるということになってしまうのではないのか。非常に積算方法に対して疑問があるのだが、建設コンサルタント業務ではこんなに差が出るものか。 ○ 「積算方法がまずかったのか。」それとも「発注側の積算を出すための資料が曖昧で、非常に幅を持たずような出し方をしていたのか。」そのあたりを検証してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 積算については、公表されている「水道事業実務必携」の「国庫補助事業・歩掛表」で積算している。業務内容については、図面や特記仕様書、あるいは設計図書に明記しているため、我々が求めている一定の水準はその中でわかると考えているので、入札参加者はそれにもとづき入札してきたものと考えている。 ○ 最低制限価格を設定しているので、設定価格以下になった者の成果品の品質は確保できないと判断した。 ○ 平成21年度改訂版である。 ○ そこまでは調べてはいない。委託役務の積算というのは、工事と違いあくまで人工(にんく)で出しているなので、その人工の取り方が業者によって様々であったのではないのかと考える。 ○ 過去に水道部において、建設コンサルタントの業務委託をたくさん出しているが、その中でも同じようなバラツキは結構あった。公表している「水道事業実務必携」の積算基準があるので、その中で適正に積算できるものと考えている。 ○ 了解。
<p>【環境農林水産総合研究所で使用する ガスクロマトグラフ質量分析装置の周辺装置の賃貸借契約】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ なぜリースにしたのか。企業だったら、経費で処理したいとか、資産計上したいとか色々理由あると思うが。 ○ 実際にこの機器の管理は、誰が責任を持つのか。メンテナンスも全部リース会社がするのか。また、予定価格の積算は、大阪府はリース物件の仕様を明確化して、まず金額を出してそれにリース率をかけるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ かなり高額な機器であり、また経費の平準化も考慮した。あと、メンテの業者と連絡体制がとれることということでリースにしている。 ○ メンテ等については、機器に詳しいメーカーが故障対応とか保守点検にあたる。予定価格の積算は、まず本体価格を出すためにメーカーから見積を徴取して決定している。

<ul style="list-style-type: none"> ○ 契約の主体はリース会社で、包括責任は全部リース会社なのか。これは、メンテナンス込みの契約になっているのか。 ○ 7年間の契約であるが、リースが満了した場合この機械はリース会社のものか。それとも再リースするのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ この契約は、リース会社と行ったものである。リース部分とメンテ部分の両方の契約があって、今回の機器にはメンテナンス契約は入っていない。 ○ このような分析機器は、注文してから納入までに時間がかかるものであるため、その間は再リースとしている。前の機器は3月でリース契約が切れたので、今回の新たな機器が入る10月までの6か月間は再リース契約をしていた。
<p>【主要地方道 泉佐野岩出線 金熊寺トンネル 施設点検管理業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 受注期間が30か月で1,060万円の契約金額となっている。この金額で、技術者が月30回の点検を行う。「1月に点検30回、年に点検3回」という内容で、単純的に価格で割ると1か月あたり35万円となる。非常に適正で安いものであると考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東洋メンテナンス(株)が落札して本業務にあたっているが、適正に点検管理してもらっている。
<p>【全国戦没者追悼式参列業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国の負担の積算では、一人当たり39,150円で63名の計246万円。参加者から3,000円徴収して180名で54万円。約300万円の収入となっている。実際この業務全体を国の積算で換算したら704万円かかるものだが、この大阪府遺族連合会は480万円で行っている。非常に安い金額でやっている随意契約だと感じた。 	
<p>【タクシメーター装置検査用基準器】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この機器の仕様では、主ローラの円周の長さが2,000mmと決まっているものであり、契約した企業以外の他メーカーのものを調査しても主ローラの円周が違い、他の会社は主ローラを2,000mmに直してまでやるメリットはないというものという理解でいいのか。 ○ 随意契約理由はよくわかるが、また「この仕様で決まっている。」とのことなので言うこともないが、がんばって価格交渉はきっちりしてもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ そのとおりである。 ○ 了解。